

議案第 4 9 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 1 6 年条例第 3 7 号)第 2 条第 1 項第 1 号の規定により多目的サービスを提供するときの手数料の額は、別表で定める当該事務に係る手数料の額から 5 0 円を減じて得た額とする。

別表税関係手数料の表中

「

地籍図の一部の写しの交付	1 枚につき 3 0 0 円
備考 この表の規定にかかわらず、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 1 6 年条例第 3 7 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する自動交付機その他の機器(以下「自動交付機」という。)により市県民税に関する証明書、固定資産税に関する証明書又は納税証明書を交付するときの手数料の額は、1 通又は 1 枚につき 2 5 0 円とする。	

を

」

地籍図の一部の写しの交付	1枚につき 300円	に改める。
--------------	------------	-------

別表住民基本台帳関係手数料の表中

備考 この表の規定にかかわらず、自動交付機により住民票の写しを交付するときの手数料の額は、1通につき250円とする。	を
--	---

備考 この表の規定にかかわらず、印鑑登録証を所持する者が市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第1項第3号に規定する多目的サービスに係る同条例第3条第1項の規定による申請と併せて行った住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第2項の規定による申請に基づき行う住民基本台帳カードの交付に係る手数料の額は、1枚につき200円とする。	に改める。
---	-------

別表印鑑登録証明関係手数料の表中

印鑑登録証明書の交付	1通につき 300円	を
備考 この表の規定にかかわらず、自動交付機により印鑑登録証明書を交付するときの手数料の額は、1通につき250円とする。		

印鑑登録証明書の交付	1通につき 300円	に改める。
------------	------------	-------

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

理 由

住民基本台帳カードの普及促進を図るため、自動交付機により証明書等を交付するときの手数料の額を減ずるとともに、印鑑登録証を所持している者に市民課等の窓口で印鑑登録証明書の交付を受けることができる住民基本台帳カードを交付するときの手数料の額を減ずるほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。